

(四) 三年分の小作米三千二百俵半の木一ヒキ

(イ) 麦の出来は谷君のが良好なため地主から十八円を補償する

(ロ) 谷君の細君の化装代として地主から十円を特に出す

四、昭知八年度の小作米減免は、片野支部では三割から八割で解決、二日市支部は一割から

五割まで要求し、全体の三分は解決してゐる。

福岡地区

一、松原支部大知潤之助君外二名は地主福生喜和藏の土地引上の訴訟に、三年間争争をつづけてきたが十月十八日友の如き判決によつて組合側の勝訴となつた。

(イ) 原告の請求は之を棄却す。 (ロ) 訴訟費用は地主が出せ。

而し地主は右の判決に不服だと吐かして控訴した。

二、松園支部山田君外二名は、同君等の小作地を未次鉄工所が買取つて工場を建てることにしたの

で、一反

(ロ) 本敵の換地に一反歩米と金壹千円の作離料を地主に出させて解決

三、同支部石川郁郎君の小作地が国道敷設のために二百坪アップレルので、地主依世保市条山に

三千六百円の補償を要求し、十月七日には松原支部員の志援をうけ、同支部員二十二名と

共に国道事務所と土地収用法適用反対の大家の抗議をせし、更らに十月二十六日には、金平

等の米組総からの応援もあつて、小作地の周囲に鉄條網を張り、翌々日二十八日には筑紫

朝倉地区組合員の応援の下に、再び国道事務所と土地収用法適用による土地立入の反対を激

重に抗議した。国道事務所では未次鉄工所の例で解決して呉れと言つたが、

筑豊地区

一、榎木支部島田收造君の小作地を地主有田が取上げ人としたので、原田支部員五十名等の志援によつて

5

共同取を次行し、地主の土地取上の陰謀を叩きつゝした。

二、小作米減免、福着地の損害要求獲得斗争に絶へず大衆行動を以て争つてゐた福岡支部では

二月十日の渾任に幹部は検挙されるや、同日直ちにヤ、子供全家の動員をせし直子君は検察者

釈放の云々を行ひ、翌十二日は親文組合員が再び釈放要求の大衆行動をした。

北九州地区

一、黒崎支部長井村彦太郎君は、十二月十三日、二十三年分の小作米を木一ヒキとし、坪吉田三千を

作商料として地主に出させることとして一反余りを返した。

二、小倉支部では区劃整理反対斗争を専らに戦ひ、測量をするために土地に立入ることも拒絶し

てゐたが、二月十日幹部が検挙されるや、残りの組合員及青年部婦人小供全家族が小倉君

に押し付けて釈放を要求した。

以上の如く二月事件以前の斗争は各地支部に精神的に聞かされたが、事件後の斗争は充分ではな

い、而し昭知八年度小作米減免斗争は活潑に争はれるに至つてゐる。

一般報告追加

一、金川事件の犠牲者山下寅松君は、六月の懲役を終へて九月三十日、毛利善八君は十月三十日出

獄した。

二、大正十三年基山焼打事件で、年の刑をうけた長野君は、昨年五月出獄した。

三、久保山君は昭知七年十月出獄

以上